

さんこうしりょう  
【参考資料 1】

しょうがいしゃ けんり かん じょうやく かりやくぶん ばっすい  
障害者の権利に関する条約 (仮訳文) 抜粋

● もく 的 (第1条)

○ この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

○ 障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であつて、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

● てい 義 (第2条) (抜粋)

○ 障害を理由とする差別

障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果をするものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別 (合理的配慮の否定を含む。) を含む。

○ 合理的配慮

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であつて、特定の場合において必要

とされるものであり、かつ、<sup>きんこう</sup> <sup>しつ</sup> <sup>また</sup> <sup>かど</sup> <sup>ふたん</sup> <sup>か</sup> 均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

● <sup>いっぱんてきぎむ</sup> <sup>だい</sup> <sup>じょう</sup> <sup>ぼっすい</sup>  
一般的義務（第4条）（抜粋）

○ <sup>ていやくこく</sup> <sup>しょうがい</sup> <sup>りゆう</sup> <sup>さべつ</sup> <sup>しょうがいしゃ</sup>  
締約国は、障害を理由とするいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる  
<sup>じんけんおよ</sup> <sup>きほんてきじゆう</sup> <sup>かんぜん</sup> <sup>じつげん</sup> <sup>かくほ</sup> <sup>およ</sup> <sup>そくしん</sup> <sup>やくそく</sup>  
人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。

このため、<sup>ていやくこく</sup> <sup>つぎ</sup> <sup>やくそく</sup>  
締約国は、次のことを約束する。

① <sup>じょうやく</sup> <sup>みと</sup> <sup>けんり</sup> <sup>じつげん</sup> <sup>てきとう</sup> <sup>りっぼう</sup> <sup>そち</sup> <sup>ぎょうせい</sup>  
この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政  
<sup>そち</sup> <sup>た</sup> <sup>そち</sup>  
措置その他の措置をとること。

② <sup>しょうがいしゃ</sup> <sup>たい</sup> <sup>さべつ</sup> <sup>きそん</sup> <sup>ほうりつ</sup> <sup>きそく</sup> <sup>かんしゅう</sup> <sup>かんこう</sup> <sup>しゅうせい</sup> <sup>また</sup> <sup>はい</sup>  
障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃  
<sup>し</sup> <sup>てきとう</sup> <sup>そち</sup> <sup>りっぼう</sup> <sup>ふく</sup>  
止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

③ <sup>せいさくおよ</sup> <sup>けいかく</sup> <sup>しょうがいしゃ</sup> <sup>じんけん</sup> <sup>ほ</sup> <sup>ごおよ</sup> <sup>そくしん</sup> <sup>こうりよ</sup> <sup>い</sup>  
すべての政策及び計画において障害者の人権の保護及び促進を考慮に入れるこ  
と。